

基安安発 0731 第 1 号
基安労発 0731 第 2 号
基安化発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

熊本労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契印省略)

令和 8 年熊本地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

今般、令和 8 年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」により、熊本県宇城市及び氷川町で震度 7 を観測し、広範囲において家屋や商業施設等の倒壊が発生するなど、国民生活に甚大な被害が生じているところである。

今後、道路等のインフラの復旧、がれきの処理や建築物の解体・改修工事等の災害復旧工事が本格化することが見込まれるが、災害復旧工事においては、猛暑日が続く中で、熱中症災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念される。こうしたことから、貴局におかれては、管内の実情に応じ、発注機関との連携を図りつつ、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、関係団体に周知するとともに、災害復旧工事現場に対する指導を徹底されたい。

なお、建設業関係団体、発注機関等に対し、別添のとおり、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について要請したので了知されたい。

記

第 1 災害復旧の特殊性に応じた留意事項

- (1) 本震の発災から当面の間は強い余震が想定されることから、工事に伴う作業中に余震が起こるなどの窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。また、余震による倒壊を防止するための措置について検討し、必要な対策を講じておくこと。

- (2) 倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、建設機械を使用する作業場所においては、機械との接触防止措置等を徹底すること。また、第2の2(4)のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。
- (3) 復旧工事では、多数の建設業者による作業が輻輳して行われることが想定され、また、復旧工事に当たる建設業者も被災地域の内外から集まるため、必ずしも密接な情報共有や連携がなされないことが懸念される。こうした状況を踏まえ、隣接する現場で異なる復旧工事が行われることによる労働災害を防止する観点から、隣接する現場を担当する建設業者間で、事前に工事内容や作業計画について情報の共有を行うこと。
- (4) 被災地（特に住宅地）での復旧工事は、通常の建設現場のように部外者の立入りが制限されず、倒壊した自宅で家財道具等を探す住民やがれき撤去や清掃といった作業を行う災害ボランティア等が作業範囲内に立ち入る可能性がある。そのため、車両系建設機械等を用いた復旧工事において、住民や災害ボランティアを負傷させることのないよう、監視員の配置や現場への立入りを制限する等、必要な措置を講じること。
- (5) 建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）に対する補助事業として、「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」を実施しているところである。本事業においては、復旧・復興工事の安全衛生確保のため安全衛生専門家による現場指導等を実施していることから、管内の実情に応じ建災防支部と連絡・調整を行い活用すること。

第2 作業内容に応じた労働災害防止対策

1 熱中症防止対策

- (1) パンフレット「職場における熱中症対策の強化」を配布するなどして、安衛則第612条の2に基づく熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための体制整備、発見した際の速やかな対応のための手順作成、これらの関係作業員への周知を指導すること。
- (2) 作業場所の WBGT 値が作業の強度等に応じた基準値をどれだけ上回っているかに応じた、日傘や日よけテント等の休憩場所の設置、休憩時間の設定、作業の短縮・中止等、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に定める熱中症予防対策を周知すること。
- (3) 労働者の相談対応等の際には、先般配布した「熱中症対応カード」を使用するなどして、無理をせず、体調に変調を感じたらすぐに周りや管理者に申し出るよう丁寧に説明すること。

2 がれき処理作業及び損壊した建物等への立入り時における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- (1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。
- (2) ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用すること。特に、安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用すること。
- (3) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記 3 によること。
- (4) 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

3 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

- (1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。
- (2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業従事者との接触防止を徹底すること。
- (3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。
- (4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

4 墜落・転落災害防止対策

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事においては、墜落防止措置がとられず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがちであることから、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修等工事で作業床を設けることが困難な場合には、要求性能墜落制止用器具等の取付設備を設置した上で、要求性能墜落制止用器具を確実に使用させること。この際には、リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」を参考にすること。

5 土砂崩壊災害防止対策

- (1) 地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の地震以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工の設置又は撤去等に伴う災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成27年6月29日付け基安安発0629第1号の別添1「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(5)までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、上記3によること。

6 個人事業者等を含めた災害防止対策

- (1) 倒壊家屋の解体・撤去やがれき処理等の災害復旧工事においては、通常の作業と比較して、設計関係の書類が不足していたり、作業に必要な機械が不足していたりするなど、作業環境や危険・有害要因が大きく異なることから、保護帽、安全靴、保護手袋、呼吸用保護具等の適切な使用が重要であるため、労働者にその使用を徹底させるとともに、個人事業者等に作業の一部を請け負わせる場合は、当該請負人に対しても保護具を着用する必要がある旨を周知すること。
- (2) 元方事業者においては、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者と個人事業者等の作業が同一の場所で行われる場合には、以下の点に留意の上、混在作業による災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずること。また、上記(1)の措置を関係請負人が行っていない場合は、必要な指示を行うこと。
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他、個人事業者等が業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

(添付) 関連リーフレット

- ・資料1 パンフレット「職場における熱中症対策の強化」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

- ・資料2 「熱中症対応カード」

https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/assets/pdf/necchusho_card_katamen.pdf

- ・資料3 災害からの復旧工事の安全な施工について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000647898.pdf>

- ・資料4 がれきの処理作業を行う際の注意事項～がれき処理作業を行う皆様へ～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731037.pdf>

- ・資料5 がれきの処理作業を行う際の注意事項～事業者の皆様へ～

<https://www.mhlw.go.jp/content/001731036.pdf>

- ・資料6 リーフレット「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/140805-1.pdf>